

政府管掌健康保険の事業運営状況

1. 適用の適正化

| | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 適用事業所数 (単位:所) | 1,522,868 (▲1.2%) | 1,496,270 (▲1.7%) | 1,488,205 (▲0.5%) | 1,498,226 (0.7%) | 1,515,290 (1.1%) |
| 被保険者数 (単位:人) | 19,124,131 (▲1.7%) | 18,811,690 (▲1.6%) | 18,815,485 (0.0%) | 18,930,749 (0.6%) | 19,156,318 (1.2%) |

(注1)各計数は、年度末現在。

(注2)括弧内は、対前年度伸び率。

| | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 新適事業所数 (単位:所) | 55,208 (▲6.0%) | 50,880 (▲7.8%) | 52,738 (3.7%) | 57,945 (9.9%) | 65,010 (12.2%) |
| 全喪事業所数 (単位:所) | 73,514 (11.6%) | 75,537 (2.8%) | 58,985 (▲21.9%) | 43,915 (▲25.5%) | 43,789 (▲0.3%) |

(注)括弧内は、対前年度伸び率。

(1) 平成18年度における適用事業所の事業所調査

① 事業所調査の重点化実施

- ・ 労働者派遣業等の業種や短時間就労者等を多く使用する事業所を重点的調査対象の事業所とする。（選定する業種等は、昨今の会計検査院の実施検査における指摘事項等を踏まえて選定。選定業種：派遣業、卸売業・小売業、飲食業、サービス業等）

② 数値目標の設定

- ・ 事業所調査件数は、全事業所の4分の1以上とする。

③ 効果件数の把握

- ・ 短時間労働者や労働者派遣を受けている事業所の実態把握及び調査結果による資格関係の効果件数を毎月報告することとし、調査対象事業所の効果的・効果的選定を実施

〈参考〉調査官総合調査件数の推移

| | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|
| 調査事業所数 (単位:所) | 344,175 (▲4.7%) | 329,570 (▲4.2%) | 307,576 (▲6.7%) | 329,464 (7.1%) | 376,818 (14.4%) |

(注)括弧内は、対前年度伸び率。

(2) 適用対策に係る関係省庁との連携

- ① 公共職業安定所との求人を行う事業所に関する連携
- ② 都道府県労働局との労働者派遣を行う事業所に関する連携(検討中)
- ③ 地方運輸局との貨物自動車運送事業者及び旅客自動車運送事業者に関する連携

(3) 平成18年度における未適用事業所の適用促進

- ① 職権による適用の徹底〔17年度の実施状況については、別添1参照〕
 - ・ 職権による適用を行うべき事業所を、20人程度以上から15人程度以上に拡大。
 - ・ 地方社会保険事務局から、17年度末時点で未適用となっている15人以上の事業所に対する具体的な取組計画を聴取。
- ② 市場化テスト事業の実施〔17年度の事業実績等については、別添2参照〕
 - ・ 市場化テスト事業（未適用事業所に対する適用促進事業）を、5箇所から104箇所の社会保険事務所へ拡大。
 - ・ 19年度からは、全312箇所の社会保険事務所ですべて民間委託を予定。

平成17年度 未適用事業所に対する適用促進の実施状況について

1 適用促進対象事業所の選定の実施状況

- 対象事業所数 264,766 事業所〔※市場化テスト対象事務所分(別掲)は注2参照。以下同じ。〕
 ○ 適用促進対象事業所として選定した事業所数 124,510 事業所〔※〕

2 適用促進対象事業所に対する加入指導等の実施状況

| | 実施事業所数 | 指導結果 | | | |
|-----------|-----------|--------------|---------------|-------------|------------|
| | | 適用に結びついた事業所数 | 適用に至っていない事業所数 | 適用済であった事業所数 | 適用対象外等事業所数 |
| 文書加入指導 | 125,757 | 2,505 | 96,598 | 10,290 | 16,364 |
| 巡回説明〔※〕 | 67,239 | 1,774 | 32,091 | 4,583 | 28,791 |
| 呼出加入指導 | 8,563 | 332 | 7,658 | 102 | 471 |
| 戸別訪問等加入指導 | 4,013 | 239 | 3,294 | 67 | 413 |
| 職権適用 | (事業所数) 11 | (被保険者数) 81 | | | |

3 適用に至っていない事業所数(平成18年3月末現在)

| 事業所数 | 従業員規模 | | | | * () は構成割合 |
|--------|----------------|----------------|--------------|------------|-------------|
| | 5人未満 | 5人～9人 | 10人～14人 | 15人～19人 | 20人以上 |
| 63,539 | 47,362 (74.5%) | 11,721 (18.5%) | 2,677 (4.2%) | 884 (1.4%) | 895 (1.4%) |

* 上記の事業所数は、平成17年度以前の適用促進事業の結果、適用に至っていない事業所として把握したものを含む。

(注1) 上記は、市場化テストの対象となっている5社会保険事務所を除く、307社会保険事務所の状況を集計したもの。

(注2) 市場化テストの対象となっている5社会保険事務所の実施状況の概要。

- ① 適用促進対象事業所の選定の実施状況
 ・ 対象事業所数 5,795事業所
 ・ 適用促進対象事業所として選定した事業所数 4,039事業所

② 適用促進対象事業所に対する加入指導等の実施状況

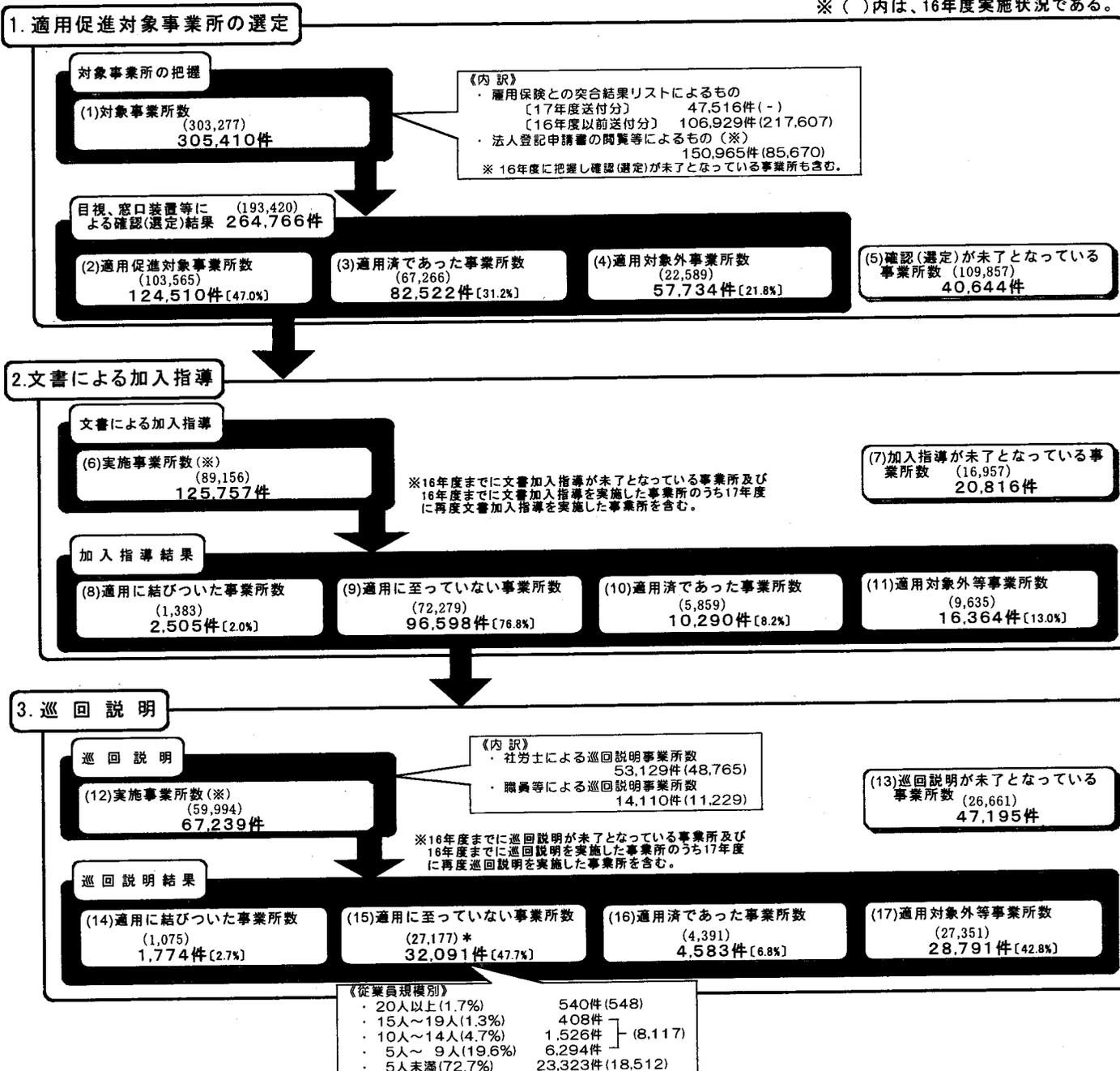
| | (実施事業所数) | (適用に結びついた事業所数) | (適用に至っていない事業所数) | (適用済等であった事業所数) |
|------|----------|----------------|-----------------|----------------|
| 巡回説明 | 2,367 | 223 | 888 | 1,256 |

未適用事業所に対する適用促進の流れ

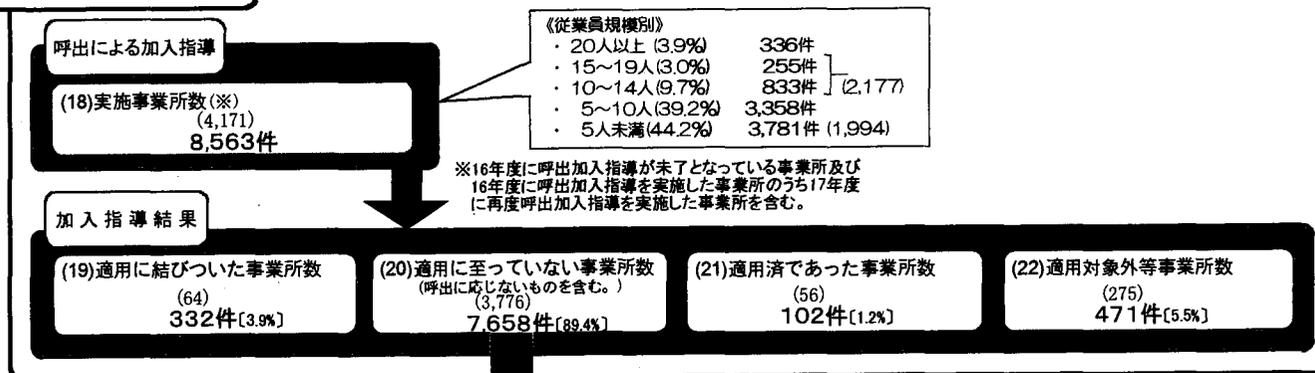


未適用事業所に対する適用促進の実施状況の詳細

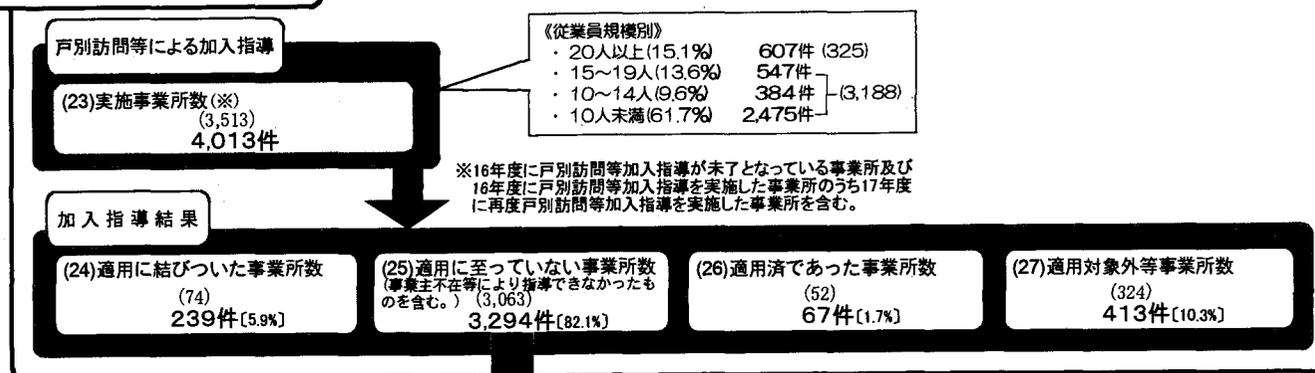
※()内は、16年度実施状況である。



4. 呼出による加入指導



5. 戸別訪問等による加入指導



6. 職権による適用



(※注) 平成16年度の適用促進事業の巡回説明の結果、適用に至っていない事業所(27,177件)に対する16年度及び17年度の適用促進の取り組み状況のフォローアップ結果は、以下のとおり。

| | |
|--------------------|--------|
| ・ 呼出加入指導の実施事業所数 | 5,621件 |
| ・ 戸別訪問等加入指導の実施事業所数 | 2,073件 |
| ・ 職権適用した事業所数 | 6件 |
| ・ 適用に至った事業所数 | 1,801件 |

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進業務
(市場化テストモデル事業)

【平成17年度事業実績】

○ 受託者等

東京地区 受託者：東京都社会保険労務士会（昭和53年11月設立） 代表者：会長 金田 修
所在地：東京都新宿区新小川町8-9
社会保険労務士法に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて設立された法定団体

福岡地区 受託者：（株）アイ・シー・アール（昭和57年5月設立） 代表者：代表取締役 今井 重好
所在地：愛知県名古屋市千種区仲田2-15-8NTビル8階
強制執行の立ち会い、現地調査を行っている企業

○ 要求水準

巡回説明を実施した未適用事業所数が、
東京地区 269事業所
福岡地区 290事業所
を上回ること。

○ 要求水準の達成状況

東京地区 1,845事業所に対し巡回説明を行った結果、
802事業所が未適用事業所であった。
(うち194事業所(1,166人)を適用)
福岡地区 522事業所に対し巡回説明を行った結果、
309事業所が未適用事業所であった。
(うち29事業所(138人)を適用)

○ 受託者に支払った委託費

東京地区 1,705,811円
福岡地区 4,628,002円

○ 受託者が実際に要した費用

東京地区 4,550,095円
福岡地区 3,688,310円

【平成18年度事業】

○ 対象地区（13地区 104社会保険事務所）

- | | | | |
|---------------|----------------|---------------|---------------|
| 1. 北海道地区（4社保） | 2. 宮城地区（4社保） | 3. 埼玉地区（5社保） | 4. 千葉地区（4社保） |
| 5. 東京地区（26社保） | 6. 神奈川地区（7社保） | 7. 静岡地区（4社保） | 8. 愛知地区（8社保） |
| 9. 京都地区（5社保） | 10. 大阪地区（14社保） | 11. 兵庫地区（8社保） | 12. 広島地区（6社保） |
| 13. 福岡地区（9社保） | | | |

○ 受託者

| 地区 | 受託者 | 所在地 | 代表者 |
|-------|--------------|------------|-------------|
| 北海道地区 | キャリアバンク(株) | 北海道札幌市中央区 | 代表取締役 佐藤 良雄 |
| 宮城地区 | 宮城県社会保険労務士会 | 宮城県仙台市青葉区 | 会長 長瀬 里志 |
| 埼玉地区 | (株)アイ・シー・アール | 愛知県名古屋市千種区 | 代表取締役 今井 重好 |
| 千葉地区 | 千葉県社会保険労務士会 | 千葉県千葉市中央区 | 会長 上吉 司郎 |
| 東京地区 | 東京都社会保険労務士会 | 東京都新宿区 | 会長 金田 修 |
| 神奈川地区 | (株)アイ・シー・アール | 愛知県名古屋市千種区 | 代表取締役 今井 重好 |
| 静岡地区 | 静岡県社会保険労務士会 | 静岡県静岡市葵区 | 会長 海野 要三 |
| 愛知地区 | (株)アイ・シー・アール | 愛知県名古屋市千種区 | 代表取締役 今井 重好 |
| 京都地区 | 京都府社会保険労務士会 | 京都府京都市上京区 | 会長 堀谷 義明 |
| 大阪地区 | 大阪府社会保険労務士会 | 大阪府大阪市北区 | 会長 岡西 豊博 |
| 兵庫地区 | 兵庫県社会保険労務士会 | 兵庫県神戸市中央区 | 会長 吉田 義尊 |
| 広島地区 | 広島県社会保険労務士会 | 広島県広島市中区 | 会長 守屋 薫 |
| 福岡地区 | (株)アイ・シー・アール | 愛知県名古屋市千種区 | 代表取締役 今井 重好 |

- キャリアバンク(株)（昭和62年11月設立）
人材派遣、再就職支援等を行っている企業
- 都道府県社会保険労務士会（昭和53年9月～11月設立）
社会保険労務士法に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて設立された法定団体
- (株)アイ・シー・アール（昭和57年5月設立）
強制執行の立ち会い、現地調査等を行っている企業